

## 第 2 9 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 27 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 5 月 27 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、第 29 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1  | 会期の決定                             |
| 日程第 2  | 議事録署名委員の指名                        |
| 日程第 3  | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について     |
| 日程第 4  | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について      |
| 日程第 5  | 非農地証明願について                        |
| 日程第 6  | 農地法第 3 条の規定による許可申請について            |
| 日程第 7  | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 8  | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 9  | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について         |
| 日程第 10 | 岩沼市地域計画の変更（案）について                 |

#### 1、出席委員

|      |       |      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 木皿 清  | 2 番  | 渡邊 等  | 3 番  | 佐野 智幸 | 4 番  | 大友 信由 |
| 5 番  | 川村 雄治 | 7 番  | 小田原 智 | 8 番  | 菅原 龍也 | 9 番  | 鎌田 正治 |
| 10 番 | 三品 英樹 | 11 番 | 長田 茂  | 12 番 | 渡邊 朗子 | 13 番 | 菅井 武雄 |
| 14 番 | 宮部 淳子 |      |       |      |       |      |       |

#### 2、欠席委員

|     |       |
|-----|-------|
| 6 番 | 長田 幸浩 |
|-----|-------|

#### 3、農地利用最適化推進委員

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 17 番 | 齋 明美 | 19 番 | 鈴木 陽 |
|------|------|------|------|

#### 4、事務局職員

|          |       |          |           |
|----------|-------|----------|-----------|
| 事務局長事務取扱 | 古積 知明 | 係長 橘川 麻美 | 主事 土手内 知輝 |
|----------|-------|----------|-----------|

# 1、同日午後1時30分開会

|                |   |                                                                                                                                                                             |
|----------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議              | 長 | ただいまから、第29回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。                                                                           |
| 議              | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。<br>(挙手全員)                                                                                                   |
| 議              | 長 | 挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。                                                                                                                                        |
| 議              | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、5番川村雄治委員、7番小田原智委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。                                                                          |
| 議              | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。                                                                                                              |
| 古積事務局<br>長事務取扱 |   | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、6件受理しております。今回報告いたします6件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                  |
| 議              | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。                                                                                                                                                     |
| 議              | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。                                                                                                             |
| 古積事務局<br>長事務取扱 |   | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。今回は、合意解約通知を1件受理しております。賃借人が労力不足となったために解約するものとなっております。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。                 |
| 議              | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご                                                                                                                                            |

|                        |   |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |   | 意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                                                    |
| 議                      | 長 | ないようですので、報告第2号を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議                      | 長 | 日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。<br>それでは、事務局から報告願います。                                                                                                                                                                                         |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |   | 議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、4件受理しております。願出人、土地の所在、面積等については議案書に記載のとおりです。経過については、山林化が進んだこと、過去に農地法の届出を行い資材置場へ転用したが、地目変更登記が未了であったことから、今般、証明願があったものです。当該証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっており、事務局において調査、検討し、非農地証明を交付しております |
| 議                      | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                    |
| 議                      | 長 | ないようですので、報告第3号を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                       |
| 議                      | 長 | 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。                                                                                                                                                                             |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |   | 議案書の5頁、議案関係資料の1頁から2頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は1件の申請がありました。これまで農用地利用促進計画等により借り手が耕作しており、期間満了により中間管理機構を通し利用権を更新しようとしたが、物納を希望するということで、農地法第3条により手続きを進めることとなったものです。                                                                     |
| 議                      | 長 | つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。                                                                                                                                                                                                                  |
| 鈴 木 推 進 委 員            |   | 議案書の5頁、議案関係資料の位置図の1頁から2頁をご覧ください。利用権設定が期間満了となり、引き続き賃貸借するため申請があったものです。先日、現場を見てまいりまして水稻に利用されており、問題ないものと思います。以上です。                                                                                                                                |
| 議                      | 長 | ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。<br>(挙手なし)                                                                                                                                                                                          |
| 議                      | 長 | ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請の                                                                                                                                                                             |

|                |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                |   | <p>とおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議              | 長 | <p>挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議              | 長 | <p>日程第7、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1及び日程第8、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、関連性があることから、一括審議といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 古積事務局長<br>事務取扱 |   | <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案書の6頁、議案関係資料の3頁から4頁をご覧ください。今回は、自宅への通路の一部への転用1件の申請がありました。なお、以前より既存の住宅への通路として農地の一部を利用していたことについて顛末書の添付がされております。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案書の7頁、議案関係資料の5頁から6頁をご覧ください。今回は、分家住宅への転用1件の申請がありました。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議              | 長 | <p>つづいて、担当委員から説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 齋推進委員          |   | <p>議案書の6頁、関係資料の位置図については3頁と4頁をご覧ください。整理番号1番の2筆になります。両方とも畑であって、現況は宅地です。申請人は議案書のとおりです。転用目的は、自宅への通路として一部を転用するというものです。それについて5月22日に担当委員、事務局、申請者の都合が悪いということで代わりに土地家屋調査士が代理出席していただいて現地調査を実施いたしました。申請地は長岡集落の南側市道、長岡の南側のお寺が近く、隣地が●●●●です。この土地は、先代から通路として使っていたようで、数十年前から自宅出入口の通路として利用していて、相続以前から舗装した状態で自宅への通路として使っていたということです。農地として耕作されていた形跡は舗装されていたため、一切無かったという事です。農地へ戻すことは難しい状況であると感じました。またこのことについては周辺の農地への支障は無いようで、事務局から説明があったとおり顛末書が提出されております。諸事情を考えると申請内容について問題はないものと考えます。そのように現地を見てまいりました。4条についての説明は以上です。つづいて議案書の7頁、関係資料の位置図については5頁と6頁をご覧ください。整理番号1番の2筆になります。地目は畑で、面積は449㎡です。譲渡人と譲受人は親子です。住所と名前は議案書のとおりです。父から実家に隣接する農地の贈与を受けて、</p> |

|                        |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |   | <p>分家住宅として家を建築したいというものです。親世帯と同居することで将来に渡って両方とも扶助しあえる生活を築き上げることが可能であることから、この土地を選んで住む計画を判断し申請したようです。現地調査は先ほど話したとおり、担当委員と事務局、土地家屋調査士で行いました。申請内容は 449 m<sup>2</sup>のうち 74 m<sup>2</sup>に建築し、自動車 2 台分の駐車スペースを設け、通路部分を現在の実家の入口が狭いこともあるのでそれを確保する利用計画となっております。計画面積等は適正であると判断いたしました。用排水計画ですが、雑排水は岩沼市の公共下水道へ排水します。市道に下水道管があるのでそこへ雑排水を排出します。雨水については宅地内に集水し、市道の側溝に放流するということです。また、被害防除計画については、近隣の農地への影響は無いように施工するということで、何かありましたら責任をもって対処するというので、この件に関しても問題はないと思います。以上です。</p> |
| 議                      | 長 | <p>ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議                      | 長 | <p>ないようですので、お諮りいたします。はじめに、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議                      | 長 | <p>挙手多数であります。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議                      | 長 | <p>つづいて、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議                      | 長 | <p>挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議                      | 長 | <p>日程第 9、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |   | <p>別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 3 項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。促進計画（案）の 1 頁から 7 頁をご覧ください。今回対象となる</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|   |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | <p>農地は、賃借権設定が 121 件、435 筆で、面積は 1,087,586.16 m<sup>2</sup>、でございます。貸付期間は 10 年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の 142 頁から 153 頁に添付しております。なお、申請番号 44 番●●●●氏所有の一筆、申請番号 62 番●●●●氏所有の一筆、申請番号 71 番●●●●氏所有の一筆、申請番号 117、118 番以外は、現在も農用地利用集積等促進計画に基づいて、受け手が耕作している土地です。なお、今後の地域計画の見直しにより、譲受人が耕作することに変更する予定です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決定する意見を農地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和 8 年 6 月 26 日を予定しております。以上でございます。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。申請番号 35 番から 114 番、119 番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。はじめに、申請番号 35 番から 73 番に関して、質疑、ご意見をいただきます。11 番 長田 茂 委員は、除斥となります。</p> <p>（11 番 長田（茂）委員 退席）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 | 長 | <p>ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。</p> <p>（挙手なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 | 長 | <p>ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号 35 番から 73 番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手多数）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 | 長 | <p>挙手多数であります。よって、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号 35 番から 73 番は、特に意見なし、として答申することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 | 長 | <p>それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。</p> <p>（11 番 長田（茂）委員 着席）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 | 長 | <p>長田委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 | 長 | <p>つづいて、申請番号 74 番から 114 番に関して、質疑、ご意見をいただきます。3 番 佐野 智幸 委員は、除斥となります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|   |   |                                                                                               |
|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | (3 番 佐野 委員 退席)                                                                                |
| 議 | 長 | ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。                                                    |
|   |   | (挙手なし)                                                                                        |
| 議 | 長 | ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号74番から114番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 |
|   |   | (挙手多数)                                                                                        |
| 議 | 長 | 挙手多数であります。よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号74番から114番は、特に意見なし、として答申することに決しました。          |
| 議 | 長 | それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。                                                                       |
|   |   | (3 番 佐野 委員 着席)                                                                                |
| 議 | 長 | 佐野委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。                                                  |
| 議 | 長 | つづいて、申請番号119番に関して、質疑、ご意見をいただきます。1番 木皿 清 委員は、除斥となります。                                          |
|   |   | (1 番 木皿 委員 退席)                                                                                |
| 議 | 長 | ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。                                                    |
|   |   | (挙手なし)                                                                                        |
| 議 | 長 | ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号119番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。      |
|   |   | (挙手多数)                                                                                        |
| 議 | 長 | 挙手多数であります。よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての申請番号119番は、特に意見なし、として答申することに決しました。               |
| 議 | 長 | それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。                                                                       |
|   |   | (1 番 木皿 委員 着席)                                                                                |
| 議 | 長 | 木皿委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。                                                  |
| 議 | 長 | つづいて、申請番号1番から34番、115番から118番、120番から121番について、質疑、ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います                       |
|   |   | (挙手なし)                                                                                        |

|                        |   |                                                                                                                                                                 |
|------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議                      | 長 | <p>ないようですので、お諮りいたします議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号1番から34番、115番から118番、120番から121番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手多数）</p>                           |
| 議                      | 長 | <p>挙手多数であります。よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についての申請番号1番から34番、115番から118番、120番から121番は、特に意見なし、として答申することに決しました。</p>                                                 |
| 議                      | 長 | <p>日程第10、議案第5号、岩沼市地域計画の変更（案）について、を議題といたします事務局から説明願います。</p>                                                                                                      |
| 古 積 事 務 局 長<br>事 務 取 扱 |   | <p>別紙の「岩沼市地域計画の変更（案）について」をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の変更案について、意見を求められたものです。内容につきましては、長岡地区において、議案第2号の農地法第4条の転用許可申請、議案第3号の農地法第5条の転用許可申請があったことにより、地域計画から削除を行うものです。以上です。</p> |
| 議                      | 長 | <p>ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。</p> <p>（挙手なし）</p>                                                                                                 |
| 議                      | 長 | <p>ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、岩沼市地域計画の変更（案）について、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手多数）</p>                                                                           |
| 議                      | 長 | <p>挙手多数であります。よって、議案第5号、岩沼市地域計画の変更（案）について、は異議なしとすることに決しました。</p>                                                                                                  |
| 議                      | 長 | <p>本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第29回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>午後2時5分閉会</p>                                                                             |

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和     年     月     日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員   5   番   \_\_\_\_\_

委員   7   番   \_\_\_\_\_